

生食発 0315 第 4 号
3 輸国 第 4905 号
令和 4 年 3 月 15 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)
農 林 水 産 省 輸 出 ・ 国 際 局 長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の
一部改正について

今般、台湾当局がこれまで輸入停止としていた福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県（以下「5県」という。）産の牛肉を含む日本産食品への輸入規制措置を緩和したことを受け、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 TW-A1「台湾向け輸出牛肉の取扱要綱」を下記のとおり改正しましたので、御了知の上、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

1 改正内容

台湾に輸出可能な牛肉の要件について、5県で出生・肥育及び飼育された牛の肉を除いていたが、これらの輸出を可能としたこと。

2 留意事項

台湾には令和4年2月21日以降に認定と畜場等できつ・解体された牛肉が輸出可能となること。